

関係医療機関等の長 様

埼玉県保健医療部長 山崎 達也  
(公印省略)

「令和4年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業」  
の実施について (通知)

本県の感染症対策の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

依然として多くの新規感染者が発生する中で、幅広い医療機関における患者受入体制の整備を図るため、下記のとおり新たに申請を受付することとしましたので通知します。(以下「令和5年1月緊急申請」という。)

令和5年1月緊急申請により、当該補助金の交付を希望される医療機関におかれては、要綱、補助対象医療機関や補助(上限)対象金額等を御確認いただき、下記のとおり交付申請書及び関係書類を御提出ください。

なお、今回の申請は下記条件を全て満たしている医療機関のみ新規に受付し、既に令和4年度当該補助金の交付決定通知を受けた医療機関においては、申請できませんので御注意ください。

記

1 対象補助事業

- ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
- ・帰国者・接触者外来等設備整備事業
- ・感染症検査機関等設備整備事業
- ・新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
- ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

2 対象医療機関

1に掲げる各事業の対象となっている(又は申請中の)医療機関のうち、令和4年度に本県(又は県内市町村)から新型コロナウイルス感染症対策に係る設備整備事業補助金の交付を受けていない医療機関

3 申請条件など

予算の範囲で希望する多くの医療機関に交付するとともに審査期間の短縮を図るため、次のとおり申請条件を設定する。

- ・1医療機関あたりの申請金額を1,000万円未満とすること。
- ・各事業とも、個人防護具・簡易病室及び簡易診療室は補助対象外とする。
- ・見積書に納品予定日(令和5年3月31日まで)が明記されていること。または、令和5年2月末までに発注があった場合は令和5年3月31日までに納品する旨の記載がされていること。
- ・補助金の支払方法は「精算払い」のみとする。

#### 4 埼玉県ホームページでの掲載

当該事業に係る事業実施要綱、補助金交付要綱、様式、Q&Aなどについては、埼玉県ホームページの次のURLに掲載していますので、御覧ください。

また、提出する様式については、ダウンロードして提出してください。

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi\\_r4.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r4.html)

ページ番号：218953

#### 5 提出期限

令和5年2月7日（火）までに電子メールで提出してください。

【送付先】 電子メール a3510-30@pref.saitama.lg.jp

件名を「補助金交付申請（医療機関等名）」とお書きください。

※申請の提出を電子メールで行えない場合は、提出期限内に担当へ連絡してください。

#### 6 提出書類

(1) R4 補助金交付申請チェックシート

(2) 設備整備事業\_入力様式（個別シート必須作成ア〜ク、選択作成ケ〜）

ア 申請者・担当者名簿      イ 様式第1号（交付申請書）

ウ 別紙1（計画書）      エ 別紙1-1（必要理由明細書）

オ 別紙1-2（誓約書）      カ 別紙2（所要額調書）

キ 別紙2-1（明細書）      ク 予算書抄本

ケ 別紙2-1（1）入院医療機関設備整備事業明細

コ 別紙2-1（2）帰国者・接触者外来等設備整備事業明細

サ 別紙2-1（3）感染症検査機関等設備整備事業明細

シ 別紙2-1（4）重点医療機関等設備整備事業明細

ス 別紙2-1（5）疑う患者受入れ救急・周産期・小児医療体制確保事業明細

(3) その他参考となる資料

・見積書等金額根拠資料、カタログ等

※見積書には、令和5年3月31日までの納品予定日が明記されていること。

（備考欄等に「令和5年2月末までに発注があった場合は令和5年3月31日までに納品する」旨の記載がある場合でも可）

#### 7 適用期間

令和4年4月1日以降に契約し令和5年3月31日までに整備するもの。

なお、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するため、通常の補助事業とは異なり、内示・交付決定等を受ける前に事業を行うことが可能です。

#### 8 その他

予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。

交付申請全体の申請額が予算を上回る場合には、交付申請の全部又は一部について申請に添えない場合がありますので、予め御承知おきください。

また、令和3年度の設備整備事業補助金の交付を受けた医療機関におかれては、消費税仕入れ控除税額の報告・返還が必要となりますので、御協力よろしくようお願いいたします。

担当：感染症対策課（補助金・宿泊療養担当）

電話：（分室）048-830-7530/FAX：048-830-3641/E-mail：a3510-30@pref.saitama.lg.jp